# 特許·商標·意匠·実用新案等

### 知財に関する相談が無料でできます!

京都府知的財産総合サポートセンターは、京都府中小企業技術センター、 公益財団法人京都産業21、京都海外ビジネスセンター、JETRO京都等と 連携し、知財・技術・経営支援のワンストップサービスを実施しています。



## 京都府知的財産総合サポートセンター

般社団法人 京都発明協会



#### 知財に関する悩みや課題はありませんか?

- R 丹波口駅 下車 徒歩約5分
- ・バ ス 京都リサーチパーク前 下車 徒歩約4分
- · 駐車場 東地区地下有料駐車場

チェック項目	解決する知的財産
□店舗や商品の名前は考えていますか	ブランド・商標
□その名前は商標登録されていないか確認しましたか	商標
□売るためのデザインを考えていますか	デザイン・意匠
□何か工夫(開発)しましたか	特許・実用新案
□社外秘密情報は管理できていますか	ノウハウ・技術(秘密)情報管理
□模倣される心配がありますか	特許・意匠・商標、海外対応
□事業を海外展開する予定はありますか	海外での商標登録

当てはまるものがあれば、京都発明協会までお気軽にご相談ください!

お問合せ先☞TEL: 075-315-8686 (一社) 京都発明協会



#### 令和2年度京都府知的財産総合サポートセンター

京都府知的財産総合サポートセンターは、平成19年4月1日に施行された「京都府中小企業応援条例」に基づいて、 府内中小企業の知的財産の創造・保護・活用の促進を目的に、京都府と京都発明協会が共同で運営している機関です。 京都府知的財産総合サポートセンターは、京都府中小企業技術センター、公益財団法人京都産業21、京都海外ビジ ネスセンター、JETRO京都等と連携し、知財・技術・経営支援のワンストップサービスを実施しています。

<京都府委託事業> 実施:一般社団法人京都発明協会

### 知財に関する相談が無料でできます!

京都発明協会では、中小企業等の知的財産の創造・保護・活用の促進を目的に各種無料相談事業に よる支援を行っています。知的財産権に関する相談について、京都府在住または勤務されている方、 どなたでも相談可能です。

#### 京都発明協会までお申込みください ☞ 電話:075-315-8686

※いずれも、事前予約制です。前日(閉館日を除く)の16:00までにご連絡ください。 相談時間は原則1時間以内とさせて頂きます。

#### ◆知財アドバイザーによる知的財産相談会◆ 場所: 京都発明協会 相談室

・日 時:毎週月曜日から金曜日

(祝祭日、お盆休み、年末年始を除く)

 $9:30\sim12:00$ ,  $13:00\sim16:30$ 







京都海外ビジネス

一郎

◆知財アドバイザーによる知的財産相談会◆ 場所:京都経済センター

・日 時:毎月第1又は第2水曜日13:30~16:30

窓 口: JETRO京都・京都海外ビジネスセンター

担当者:知財アドバイザー

JETRO京都



#### ◆弁理士・弁護士による知的財産相談会◆ 場所:京都発明協会 相談室

・日 時:弁理士相談 毎月木曜日3回 13:00~16:00

弁護士相談 偶数月の原則第2火曜日 13:00~16:00

・担当者:担当弁理士・弁護士(京都発明協会のHP、又は右記QRコードをご覧ください)



#### ≪知的財産権制度の概要≫

#### ■知的財産権とは

「人間の幅広い知的創造活動の成果について、 その創作者に一定期間の権利保護を与えるもの」



(引用:特許庁資料より)

	権利の種類	権利の内容	
	特許権	発明を保護	
産業財産権	実用新案権	物品の形状等の考案を保護	
産権	意匠権	物品のデザインを保護	
112	商標権	商品・サービスで使用するマークを保護	
著作権		文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的 作品を保護	
回路配置利用権		半導体集積回路の回路配置の利用を保護	
育成者権		植物の新品種を保護	
営業秘密・商品表示 (不正競争防止法)		ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を 規制	

#### 一般社団法人 京都発明協会

〒600-8813京都市下京区中堂寺南町134 京都リサーチパーク内

京都府産業支援センター2階 電話:075-315-8686 FAX:075-321-8374

(https://kyoto-hatsumei.com/)